

介護老人保健施設 美野里 短期入所療養介護サービス利用料金表

令和6年8月1日現在

＜従来型個室＞

単位(円) ＜多 床 室＞

単位(円)

	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本利用料	753	1,506	2,259	801	1,602	2,403	864	1,728	2,592	918	1,836	2,754	971	1,942	2,913
在宅復帰・在宅療養支援機能(Ⅰ)	51	102	153	51	102	153	51	102	153	51	102	153	51	102	153
サービス提供体制強化(Ⅰ)	22	44	66	22	44	66	22	44	66	22	44	66	22	44	66
夜勤職員配置	24	48	72	24	48	72	24	48	72	24	48	72	24	48	72
食 費	※1食につき(下記参照)														
滞 在 費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
日 額	2,578	3,428	4,278	2,626	3,524	4,422	2,689	3,650	4,611	2,743	3,758	4,773	2,796	3,864	4,932

要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
830	1,660	2,490	880	1,760	2,640	944	1,888	2,832	997	1,994	2,991	1,052	2,104	3,156
51	102	153	51	102	153	51	102	153	51	102	153	51	102	153
22	44	66	22	44	66	22	44	66	22	44	66	22	44	66
24	48	72	24	48	72	24	48	72	24	48	72	24	48	72
※1食につき(下記参照)														
437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437
1,364	2,291	3,218	1,414	2,391	3,368	1,478	2,519	3,560	1,531	2,625	3,719	1,586	2,735	3,884

- ※食費:1食につき 朝食470円 昼食600円 夕食580円が加算されます。
- ※1、理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として1日につき240円(480円)《720円》加算されます。
- ※2、入所日及び退所日に送迎を行った場合は、送迎加算として片道につき184円(368円)《552円》が加算されます。
- ※3、要介護4又は5で手厚い医療が必要な状態の方が利用頂く場合は、重度療養管理加算として1日につき120円(240円)《360円》が加算されます。
- ※4、医師の指示に基づく療養食を提供した場合は、療養食加算として1日につき3回を限度として1回につき8円(16円)《24円》が加算されます。
- ※5、1月の介護報酬の75/1000が介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として加算されます。
- ※6、治療管理(投薬、検査、注射、処置等)を目的とし、その内容を診療録に記載し、同意のもとにかかりつけ医に対し診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合、総合医学管理加算として10日間を限度として1日につき、275円(550円)《825円》加算されます。
- ※7、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急的に行った場合、利用を開始した日から起算して7日(やむを得ない場合14日)を限度として緊急短期入所受入加算として1日につき90円(180円)《270円》加算されます。
- ※8、救命救急医療が必要となる場合、緊急的な治療管理として投薬、検査、処置等を行った際、1ヶ月に1回、連続する3日を限度に1日につき518円(1,036円)《1,554円》加算されます。
- ※9、リハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った際、当該診療に係る医科診療報酬点数票第1章及び第2章に定める点数に10点を乗じて得た額を算定します。

注:上記※1～※9について、2割負担の方は()内、3割負担の方は《 》内の金額となります。